

【居宅介護支援利用料及び利用者負担】

(1) 居宅介護支援については、法定代理受領サービスの場合には、利用者の負担はありません。

(2) 下記介護報酬額は、介護報酬単位に地域単価5級地（10.7）円を乗じて算出しています。また、介護職員等処遇改善加算（2.1%）を含めた報酬となっています。

(3) 利用者負担額はありますが、介護保険料を滞納した場合は、介護報酬10割負担となるため、下記の利用料となります。お支払い後、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、指定居宅介護支援提供証明書を市区町村へ提出しますと、所定額の払い戻しを受けることができます。

(4) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合、公共交通機関の利用の場合は、その交通費（実費）の支払いが必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル20円で徴収します。

項目	算定方法	金額
居宅介護支援費 要介護1、2	一ヶ月につき	16,467円
居宅介護支援費 要介護3、4、5	一ヶ月につき	20,009円
初回加算	一ヶ月につき	3,274円
入院時情報連携加算Ⅰ	一回につき	2,728円
入院時情報連携加算Ⅱ	一回につき	2,182円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	一回につき	4,911円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	一回につき	6,559円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	一回につき	6,559円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	一回につき	8,196円
退院・退所加算（Ⅲ）	一回につき	9,833円
緊急時等居宅カンファレンス加算	一回につき	2,182円
通院時情報連携加算	一回につき	545円
ターミナルマネジメント加算	一回につき	4,365円

※介護支援事業所りんどうでは、特定事業所加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算の算定基準を満たしています。